

## 入札説明書

この入札説明書は、岩手県が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 業務件名 記者会見等配信システム音響・通信設備更新業務
- (2) 業務概要 業務仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年3月31日まで
- (4) 履行場所 業務仕様書による。

### 2 入札参加資格者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 岩手県知事が定める情報システム開発業務の委託契約に係る競争入札参加資格を有し、令和3・4・5年度岩手県情報システム開発等業務に係る競争入札参加資格者名簿で「ネットワーク関連」及び「インターネット関連」を認定業務としている者であること。
- (4) この広告の日から落札決定の日までの間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準に基づく入札参加制限の措置を受けていないこと。
- (5) この広告の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準、建設関連業務に係る指名停止等措置基準又は物品購入等に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 事業者の代表者、役員（執行役員含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第4条に掲げる税目及び消費税の滞納がないこと。
- (8) 入札日現在で、岩手県内に本社（本店）を有する者又は岩手県外に本社（本店）を有しているが、岩手県内に支店等を有している者であること。

### 3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、次の書類を令和5年11月14日（火）午後5時00分までに14(2)の場所に持参しなければならない。なお、郵便による提出も認めるが期日必着とする。
  - ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
  - イ 誓約書（様式第2号）
- (2) 3(1)の書類を提出した者は、入札日の前日までに当該提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 確認結果は、令和5年11月16日（木）までに電子メール等で通知する。

#### 4 仕様書等に対する質問

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合、次により提出すること。ただし、一般的事項に関しては随時、電話等により照会して差し支えない。
  - ア 提出期限 令和5年11月13日（月）午後5時00分まで
  - イ 提出場所 14(2)の場所
  - ウ 提出方法 質問票（様式第3号）により、原則として、電子メールにより提出すること。
- (2) (1)の質問については、令和5年11月16日（木）午後5時00分までに回答することとし、岩手県のホームページにて閲覧に供する。

#### 5 入札の方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書は、直接7の日時及び場所に持参すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札参加者の印で押印しておかなければならない。なお、金額は訂正することができない。  
また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することができない。
- (4) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出前に委任状を提出しなければならない。

#### 6 入札書記載事項等

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印。委任された者が入札を行う場合は、委任者所在地、氏名、受任者所在地、氏名、受任者氏名及び印。）
- (3) 宛名は、「岩手県知事」とする。
- (4) 入札金額
- (5) 入札件名（業務件名）

#### 7 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和5年11月21日（火）午前11時00分
- (2) 場所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁 塔屋3階 映写室

#### 8 入札保証金

免除する。

#### 9 入札への参加

3(1)により提出された書類を確認した結果、資格を満たすと認められた者に限り、入札に参加でき

るものとする。

#### 10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 指定の日時までに指定の場所に到達しなかった入札
- (3) 記名押印のない入札
- (4) 金額と訂正した入札
- (5) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札
- (6) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札
- (7) 同一入札参加者又は代理人が2つ以上提出した入札
- (8) 代理人が委任状を提出しないで提出した入札
- (9) その他の入札に関する条件に違反した入札

#### 11 落札者の決定方法

- (1) 本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定する。
- (3) 落札者が岩手県の指定する期日に契約を締結しないときは、落札を取り消すことがある。

#### 12 再度入札に関する事項

- (1) 初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。
- (2) 再度入札しても落札者がいない場合も同様とする。
- (3) 開札に立ち会わない入札参加者又はその代理人は、再度入札に加わることができない。

#### 13 契約に関する事項

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
  - ア 落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
  - イ 落札者が過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 契約保証金には、利息を付さない。
- (4) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (5) 契約条項は、別添契約書案のとおりとする。
- (6) 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は

入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。

#### 14 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件入札又は契約に関して要した費用は、全て入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
岩手県政策企画部広聴広報課報道担当  
郵便番号020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号  
電話番号 019-629-5285  
FAX番号 019-651-4865  
電子メール AA0004@pref.iwate.jp
- (3) 提出された書類は、返還しない。